

公印省略

2 嘉高第 2 0 4 号
令和 2 年 4 月 1 6 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

嘉麻市高齢者介護課長 西野 由美
(介護認定係)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

日頃より本市の介護保険事業に御協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、厚生労働省老人保健課からの通知（令和 2 年 4 月 7 日付）に基づき、本市では当面の間、以下のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

なお、今後の状況によっては、取扱いを見直す場合がありますので申し添えます。

1 臨時的な取扱いをする対象者

以下①～③の要件を全て満たす被保険者とします。

- ①調査場所が施設等以外（在宅）で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から面会が困難で、申出書（別紙）を提出していること
- ②認定調査が、認定有効期間内に困難な状況であること
- ③要介護認定・要支援認定申請種別が「更新申請」であること

※「面会が困難」とは、被保険者やその家族等が新型コロナウイルス感染予防を理由に面会を断った場合を含みます。

※更新申請書を提出していない方は対象外となります。必ず更新申請の手続きを行ってください。

2 臨時的な取扱いの内容

認定調査を実施せず、現在の介護区分のまま、認定有効期間を 1 2 か月延長します。

臨時的な取扱いとなるため、認定結果通知書は送付しません。臨時的な取扱い

の説明文と介護保険被保険者証を、従来の認定有効期間内に対象者へ送付します。

3 注意事項

(1) 新規申請及び区分変更申請の方は、対象とはなりません。通常の認定調査を実施します。

面会が困難な場合は、面会ができるようになってから調査を実施するため、認定結果通知が遅くなる場合があります。

状況によっては、暫定ケアプランでのサービス利用も考えられますが、利用者に不利益が生じることのないよう適切なお対応をお願いいたします。

(2) 今後、臨時的な取扱いをする対象者の更新申請をする際は、更新申請書類と併せて申出書（別紙）を提出してください。

(3) 通常の認定調査を希望される方には、従来の流れで認定結果を出します。

(4) すでに更新申請済みの方で、臨時的な取扱いを希望される場合は、介護認定係までご連絡ください。

【連絡・問合せ先】

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所 高齢者介護課 介護認定係

TEL : 0948-42-7431 / FAX : 0948-42-7093

E-MAIL : ninte@city.kama.lg.jp